

合理化システムの認定等手数料

1 趣旨

この規定は、木造住宅合理化システム認定規程（HW-合理化001-2014）第23条の規定に基づき、木造住宅合理化システム認定業務に係る手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

この規定において表－1の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

表－1 用語の定義

用語	定義
認定等の手数料	木造住宅合理化システム認定規程に規定する認定業務に要する手数料であり、新規手数料、更新手数料、変更手数料及び確認書通知発行手数料がある。
新規手数料	申請者が新たな認定を取得する場合の認定手数料をいう。
更新手数料	認定の有効期間満了に伴い、引き続き認定を受けようとする場合の認定手数料をいう。
変更手数料	認定内容を変更する場合の認定手数料をいう。
確認書通知発行手数料	長期性能タイプの確認書を取得する場合の発行手数料をいう。

3 認定等の手数料

認定等の手数料は、表－2及び表－3に掲げる額とする。

表－2 基準性能タイプの認定等の手数料（税別）

手数料の種類	金額
新規手数料	700,000円×システム数
更新手数料	400,000円×システム数
変更手数料	50,000円×システム数

表－3 長期性能タイプの認定等の手数料（税別）

手数料の種類	金額	
新規手数料	1,000,000円×システム数	
更新手数料	600,000円×システム数	
確認書追加発行手数料	構造躯体耐等の劣化	100,000円×型式数
	耐震性	200,000円×型式数
	維持管理・更新の容易性	100,000円×型式数
	省エネルギー	150,000円×型式数
変更手数料	50,000円×システム数	

長期性能タイプの手数料については、劣化、耐震性、維持管理及び省エネの4型式の確認書が含まれている。

既に受けている型式と内容が大きく異なる型式の確認書を受けようとする場合は、当該手数料の半額とする。

また、FC・VC等の加盟店に発行する確認書の手数料は、1型式毎に30,000円(税別)とする。

4 認定書等の再交付料

合理化システムの認定実施要領(HW-合理化004-2014)第7に規定する認定書及び確認書の再交付を行う場合の手数料は、認定書及び確認書1件につき10,000円(税別)とする。

附則

制定 : 平成15年6月1日 住木技15第125号

施行 : 平成15年6月1日

一部改正 : 平成19年9月1日 住木技19第284号

一部改正 : 平成23年4月1日 住木認23第30号